

地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱

3 福保高施第 2 3 7 7 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

1 目的

この事業は、介護が必要となった際にも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区市町村が実施する地域密着型サービス等を行う拠点の整備を支援することにより、地域における多様なサービス基盤を確保することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、区市町村とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）で定める「補助事業者等」で、この要綱の規定に基づき、事業を実施する区市町村及び間接補助事業者に補助を行う区市町村をいう。
- (2) 「間接補助事業者」とは、区市町村がこの事業の目的のために補助金を交付する次に掲げる者をいう。
 - ① この事業が対象とする地域密着型サービス等の運営事業者
 - ② この事業が対象とする地域密着型サービス等を行う拠点を整備する土地所有者等
 - ③ この事業が対象とする地域密着型サービス等を行う拠点を整備する建物所有者
- (3) 「運営事業者」とは、この事業が対象とする地域密着型サービス等を運営する事業者（区市町村及び次に掲げる事業者に限る。）とする。
 - ① 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人
 - ② 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 9 条に規定する医療法人
 - ③ 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
 - ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - ⑤ 農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 2 3 年法律第 2 0 0 号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - ⑥ 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
 - ⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

4 事業内容

この事業の内容は、区市町村又は間接補助事業者が行う以下の整備事業とする。

- (1) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等の施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業
- (2) 以下①～③の施設を整備する事業のうち、別表 2 に掲げる事業
ただし、原則として区市町村独自の事業を実施していること（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び医療介護提供体制改革推進交付金（介護施設等整備事業）を財源とする支出を除く。）を要件とする。
 - ① 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ② 地域密着型特別養護老人ホーム
 - ③ 地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (3) (2)①、②の整備事業に併せて、整備計画地として区市町村所有地を貸し付け整備した場合に補助する事業

なお、土地の貸付制度については要綱等を策定し、貸付料や保証料の設定に当たっては、介護保険施設等の整備促進に寄与する合理的な基準により算定した額とすること。

5 事業の運営

事業の運営については、区市町村及び間接補助事業者は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、関連法令等に適合すること。
- (2) 区市町村及び間接補助事業者は、地域密着型サービス等事業を継続させて行うこと。そのため、整備した建物は、原則として区市町村又は運営事業者が所有権又は賃借権を有すること。
- (3) 運営事業者は、運営する地域密着型サービス等の根拠法令に基づく事業者指定されているか、又は指定される見込みがあること。

6 協議

別途定める地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱に基づき補助金を受けようとする区市町村は、別に指定する期日までに事業計画について知事に協議しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(別表1)

対象施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 小規模介護医療院 ・ 小規模養護老人ホーム ・ 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 介護予防拠点 ・ 地域包括支援センター ・ 生活支援ハウス ・ 緊急ショートステイの整備 ・ 施設内保育施設

(別表2)

1 整備区分	2 補助対象事業
(1) 事業者創設型	区市町村が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業又は運営事業者（区市町村を除く。）が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備に区市町村が補助する事業
(2) 事業者改修型	区市町村が既存建築物を改修して行う整備事業又は運営事業者（区市町村を除く。）が既存建築物を改修して行う整備に区市町村が補助する事業
(3) オーナー創設型	土地所有者等が運営事業者（区市町村を除く。）に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備に区市町村が補助する事業
(4) オーナー改修型	建物所有者等が運営事業者（区市町村を除く。）に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備に区市町村が補助する事業